

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる休日は、その翌日がと日)

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項及び第二十一条中「狩獵免許税」を「狩獵者登録税」に改める。

第三十四条中「三百円」を「五百円」に改める。

第六十二条の二第一項中「係るものにあつては一戸」の下に「（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下本条において同じ。）」を加える。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 削除

第六十八条の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に、「申請」を「申告等」に改め、同条第一項を次のように改める。
法第七十三条の二十五第一項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する特例適用住宅の新築又は同条第二項第一号に規定する既存住宅の取得をすることを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による当該土地の取得の事実の申告をする際に併せてこれを知事に提出しなければならない。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年四月一日

条例

◆告示
条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

土地改良事業の認可
かい
廻の指定の一部改正

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

鳥取県条例第十九号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第六十八条第二項第一号中「法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する特例適用住宅の新築又は同条第二項第一号に規定する既存住宅の取得をすることを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による当該土地の取得の事実の申告をする際に併せてこれを知事に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積

二 土地の取得年月日

三 住宅の着工及び完成予定年月日又は取得予定年月日

四 住宅の構造及び床面積

第六十八条第二項第一号中「法第七十三条の二十四第一項第一号」の下

に「又は第二項第一号」を加え、同項第二号中「法第七十三条の二十五」の下に「第一項」を加える。

第六十八条の二の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に改め、同条第四号中「完成年月日」の下に「又は取得年月日」を加え、同条に次の一号を加える。

五 住宅の構造及び床面積

第一百二十五条第一項第二号中「要しないもの」を「要しないもののうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者」に改める。

第一百二十八条第一項中「第一百一十五条第二号」を「第一百二十五条第一項第二号」に改める。

附則第二十二項中「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附則第二十三項中「昭和五十五年」を「昭和五十八年」に改める。

附則第三十二項中「昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度分の個人の県民税に限り」を「当分の間」に、「第三十七条第五項」を「第三十七条第五項（第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「（昭和五十年度分及び昭和五十一年度分については、百分の二の税率を乗じて計算した金額）」を削り、同項第一号中「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第二号中「が二千万円」を「が八千万円」に、「四十万円」を「八十万円」に、「本項」を「本項」に、「四分の三」を

「四分の三（鳥取県税条例附則第三十二項第三号ロに規定する課税長期譲渡所得金額のうち八千万円以下の部分の金額については、二分の一）」に、「うち二千万円」を「うち四千万円」に、「法附則第三十四条第一項第二

号口」を「法附則第三十四条第一項第三号口」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える八千万円以下である場合

次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

ロ 課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四条第一項第二号ロの政令で定めるところにより計算した金額

附則第三十五項中「附則第三十二項第一号又は第二号」を「附則第三十二項各号」に改め、同項第二号イ中「二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額（以下本号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額」を「八千万円以下である場合 前号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が八千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八十万円

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、附則第三十二項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条の二第二項の規定によつて、所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二

分の一（鳥取県税条例附則第三十五項第二号イに規定する一般課

税長期譲渡所得金額のうち八千万円を超える部分の金額については、四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例によ

り第三十二条の二第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る県民税の所得割の額として

法附則第三十四条の二第一項第二号ロ(2)の政令で定めるところにより計算した金額

附則第三十七項中「第六号」を「第七号」に改める。

附則第三十八項中「昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分の」を削り、

「附則第三十二項第一号中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、」を

「附則第三十二項各号の規定にかかわらず、同項第一号中」に、「〔が二千万円〕とあるのは〔が四千万円〕と」を「〔超え八千万円以下である〕とあるのは〔超える〕と」に、「四十万円」を「八十万円」に、「本項の

規定の適用がなく、かつ、第三十二条の二第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条の二第一項に規定する総所得金額を算定した」を、「本項の規定の適用がないものとした」に、「三千円を超える」を「四千万円を超える」に改め、「ものとし、当該譲渡所得に係る昭和五十七年度分の県民税の所得割による」を削る。

附則第四十項中「昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度分の個人の県民税に限り」を「当分の間」に改める。

附則第四十四項（見出しを含む。）中「昭和五十四年度分」を「昭和五

十五年度分及び昭和五十六年度分」に改める。

附則第四十七項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則第四十八項及び第五十項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三十二項、第三十五項、第三十七項、第三十八項及び第四十項の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和五十五年度分の個人の県民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第三十二項、第三十五項、第三十七項、第三十八項及び第四十項の規定は、昭和五十六年度分の個人の県民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。（狩猟者登録税に関する経過措置）

4 新条例第一百二十五条第一項第二号の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に對して課すべき狩猟者登録税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に對する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第二百八十八号

倉吉市大谷七一四番地一坂根園之ほか十五人の者から設立認可申請のあつた四王寺土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月三十一日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十九号

名和町から申請のあつた町営土地改良（茶畠地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（解の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の本店の項中「鳥取県鳥取都市開発事務所」を削り、同表の鳥取銀行の浜村支店の項中「鳥取県浜村保健所」を削る。